

西尾市告示第46号

西尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成25年西尾市条例第5号）第2条第1号の規定により、災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域について次のように告示する。

令和4年4月1日

西尾市長 中村 健

（市長が認める土地の区域）

1 西尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第2条第1号に規定する災害防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める土地の区域は、次のいずれかに掲げる区域とする。

(1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9第4号に掲げる区域であって、次のいずれかに掲げる区域

ア 土砂災害が発生した場合に土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項に基づき西尾市地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所（以下「指定避難場所」という。）への確実な避難が可能な土地の区域

イ 土砂災害を防止し又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施された土地の区域

ウ ア又はイと同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域

(2) 令第29条の9第6号に掲げる区域であって、次のいずれかに掲げる区域

ア 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域において、浸水した場合に想定される水深（以下「想定浸水深」という。）が3メートル未満の土地の区域

イ 洪水等が発生した場合に水防法第15条第1項に基づき指定避難場所への確実な避難が可能な土地の区域

ウ 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる避難場所を設けること等の安全上及び避難上の対策が講じられる土地の区域

エ イ又はウと同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域

（避難場所の要件）

2 前項第2号ウに掲げる避難場所は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

(1) 雨風を遮ることができる屋内にあること。

(2) 災害が発生した際に必要な専有面積は1人当たり1平方メートル以上とし、施設定

員分を確保すること。

- (3) 前号の専有場所は、会議室や廊下等の避難上有効な場所であること。
- (4) 敷地が複数の想定浸水深にまたがる場合の床面の高さは、それらのうち最大の想定浸水深以上であること。
- (5) 敷地内に複数の建築物が存在する場合に別棟への避難を行う場合は、移動の安全性が確保されるものであること。